

事 業 計 画 書

1 運営ビジョン

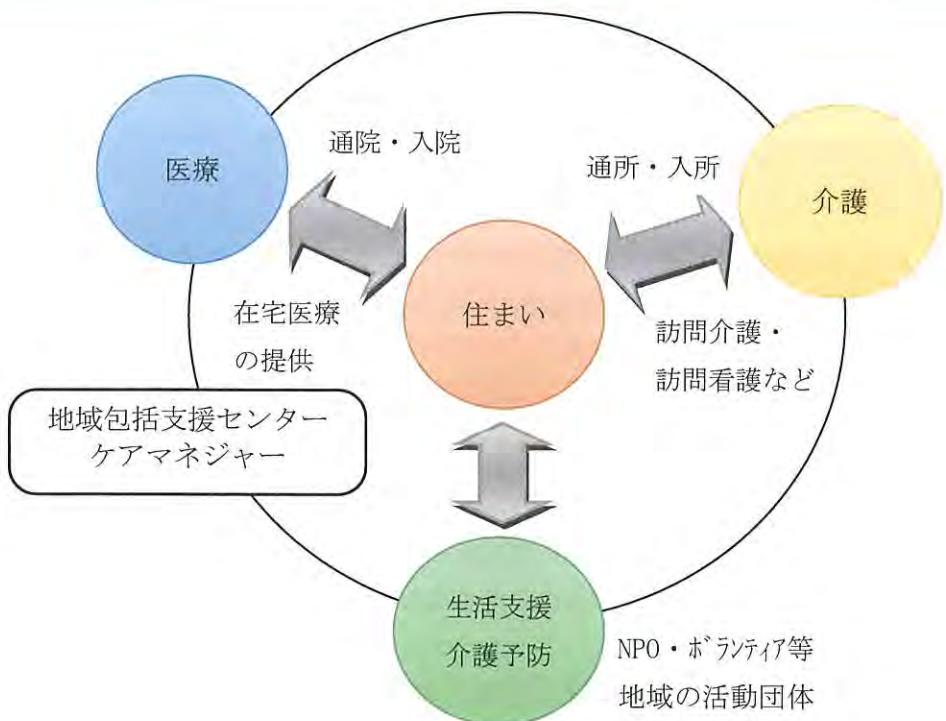
(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組みを具体的に記載してください。

<記載場所>

私たちは、誰もが地域において健康で安心して暮らしていただく為には、地域の方々に「簗沢地域ケアプラザに相談すれば何とかなる」と思っていただけることがもっとも大切と考えます。

そのためには、福祉・保健等の身近な相談窓口としてあらゆる世代からの相談を受け止め、個別課題を把握し支援するとともに、地域の資源・情報・課題を把握し、地域の課題解決に向けた活動を行う事が重要であると考え、ケアプラザの各職種が一丸となって地域及び行政と連携し、地域の中での孤立を防ぎ、見守り、支え合う仕組みづくりを行います。支援が必要な人を把握し、支援につなげていけるように取組みます。



(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組みについて

地域住民や関係者と連携・協働して地域の魅力と課題を把握し、地域ケアプラザとして課題解決に向けた活動を行っていくために関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

<記載場所>

■第六地区の特色、課題

第六地区連合町内会は9つの自治会・町内会で構成されており、根岸森林公园や根岸競馬場跡などがある自然と歴史が共存する緑豊かな地域です。最寄り駅へのバス路線はありますが、エリア内は急坂や階段が多く道幅が狭い道路もある為、バス停に出る事が難しい方もいらっしゃいます。

自治会・町内会や地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、青少年指導員連絡協議会、スポーツ推進委員連絡協議会、サロン山元などの各種団体が活発に活動しており、子どもからお年寄りまで3世代の交流がある様々な行事が実施されています。

一方で高齢者や単身世帯の増加が見込まれており、住み慣れた地域や自宅での生活を継続する為のこれまでの活動の新たな仕組みづくりや、活動拡大に伴う担い手の確保が重要となり、地域内の各種団体の連携や住民の協力が不可欠となります。現在は、コミュニティーハウスやケアプラザが主な活動場所ですが、遠くて参加できない方もいらっしゃいます。今後は独自に行動するのではなく、地域と情報を共有し、互いに連携し支えながら何が必要かを話し合い取組み、課題解決に取り組んで参ります。

■関係団体等との連携方法

赤ちゃんから高齢者まで、地域の様々な福祉保健の課題に対し、もっとも身近な拠点としてそれらの問題を受け止められる相談機関となる為にアウトリーチ活動を積極的に行います。

元気づくり推進協議会や地域福祉保健計画の推進会議にて地域課題を共有し取組みます。

行政、自治会町内会や民生児童委員等の関係機関との連携を積極的に行い、地域のネットワークを図り課題解決を目指します。また、地域ケアプラザでの講座開催等により、地域活動の次世代を担う人材を育成し、地域活動に関心がある人はもちろん、団塊世代や子育てが一段落した方々に地域活動への参加いただけるようにコーディネートする事で活動の継続及び活性化に向けて支援します。

(3) 担当地区における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加えて他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

<記載場所>

■第六地区社会福祉協議会との連携強化

1. ふれあいサロン（高齢者サロン）、ふれあい給食への参加

月2回の活動のうち1回に参加させていただき、参加者のご様子伺いや健康チェック等を行い、出張相談を受け付けるとともに、民生委員と情報共有の機会とします。

2. 地区社協懇談会への参加

中区社会福祉協議会、第六地区社会福祉協議会の活動者と懇談会を持ち、ニーズの把握と課題解決に向けた協力を行います。

■自治会町内会との連携

元気づくり推進協議会をはじめ、地域の夏祭りや運動会等の行事に参加し、地域住民と顔の見える関係を構築しながら地域課題に対して協働で取り組めるよう努めます。

■地域団体との連携

各団体の会合や行事に参加し、情報共有や活動支援を行い協働事業の企画提案を行います。

■地区民生委員児童委員協議会との連携

1. 独居高齢者把握への協力

(1) 地区民生委員児童委員協議会の目標である独居高齢者の把握事業への協力を行います。

2. 主任児童委員との連携

(1) 自主事業子育てサロンに参加協力いただき、地域で抱える虐待やひきこもりの課題を共有し、ネットワークで支援する体制を強化します。

(2) 虐待等の課題解決困難な事例に関しては、地域包括支援センターと連携して行います。

(3) 主任児童委員開催のフリー交流スペースで得られる情報を共有し、幅広い分野で課題解決に向けて支援します。

■中福祉保健センターとの連携

地域支援チーム会議にて地域情報を共有し、地域福祉保健計画の推進に向けて支援方針や取組内容について話し合います。第4期地域福祉保健計画(2021年～2025年)策定に向けて、地域が主体となり推進できるように支援します。また、ケース会議にて情報を共有し、地域の様々な課題の解決を図ります。

■中区内地域ケアプラザとの連携

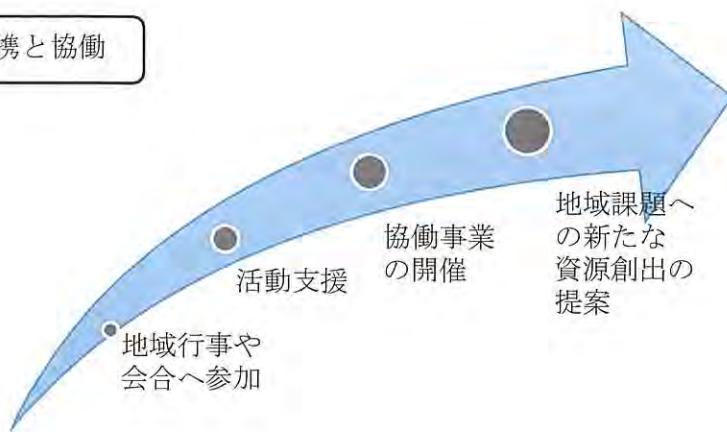
(1) 会議の出席

中区内6地域ケアプラザで情報交換し、第六地区における課題解決の糸口をみつけます。

(2) 協働

区域で活動を希望する団塊世代向け事業や、小中学生を対象とした事業を開催します。また、高齢者の生活課題や引きこもり支援等、共通する地域課題等の取組みについて共有し支援します。

地域団体との連携と協働



2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、業務実績等について、記載してください。

<記載場所>

私たち、社会福祉法人横浜市社会事業協会は、「多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援すること」を目的として、1981年に法人を設立いたしました。そして、経営理念を「夢と希望の持てる誰もが住みやすい社会との懸け橋を築く」とし、その実現を目指すため、3つの基本理念を定めております。

■横浜市社会事業協会の経営理念と3つの基本理念

1. 経営理念

夢と希望の持てる誰もが住みやすい社会との懸け橋を築く

2. 基本理念

(1)人々に共感と信頼の得られる社会福祉事業を行うことにより、人々の安心した暮らしの実現を支援します。

(2)地域の関係機関と連携しながら、地域における福祉の環境づくりに貢献します。

(3)堅実かつ効率的な経営に努め、サービスの質の向上と安定的な提供を確保します。

当法人では、経営理念「夢と希望の持てる誰もが住みやすい社会との懸け橋を築く」の実現を目指すため、3つの基本理念により、利用者の皆様からご満足いただけるサービスの提供と、職員の自己実現が果たせる環境づくりに力を注いでいます。

■横浜市社会事業協会の事業実績

当法人は、社会福祉法の規定により社会福祉事業を行うことを目的として設立された社会福祉法人です。1981年の法人開設以来、6つの福祉領域にわたり16か所の事業所及び1か所の診療所を運営してまいりました。また、うち5か所の事業所は、横浜市の指定管理者として運営を委ねられており、総合的かつ公共性の高い事業展開をしております。

運営開始	福祉領域	事業所名	備考
1981年	生活保護	横浜市中央浩生館(入所)	横浜市指定管理者
1983年	身体障害者	よこはまりバーサイド泉(入所)	
1983年	高齢者	横浜市大岡地域ケアプラザ	横浜市指定管理者
2002年	身体障害者 高齢者	グループホームゆい 横浜市簗沢地域ケアプラザ	横浜市指定管理者
2003年	精神障害者	横浜市保土ヶ谷区精神障害者生活支援センター	横浜市指定管理者
2004年	身体障害者	居宅サポート・リバーサイド泉(訪問)	
2010年	精神障害者	グループホームサンライズ	
2011年	身体障害者	よこはまりバーサイド泉Ⅱ光梨(通所)	
2012年	精神障害者	グループホームアンダール	

<記載場所>

■職員の確保と配置

私たちは地域の身近な相談窓口として頼りにしていただけるよう、適切な人員配置を整えるとともに、個々の職員のスキルを向上させ、多岐に及ぶ問題を自らの課題としてチームワークで解決することが大切だと考えます。

そのためには、介護保険、福祉分野における高い専門性を持った人材を確保・配置できるよう、キャリアパス制度による計画的な人材育成を行い、地域ケアプラザの役割を担う実践力を持った職員の育成を行います。

1. 職員の採用

- (1) 法人独自の採用基準に基づき、高い専門性と広い見識をあわせ持つ人材を採用します。
- (2) 社会福祉士、介護支援専門員、介護福祉士等の現場実習の受け入れや、実習指導者研修等への参加を通じて各種養成校との交流・連携を図ります。また、新卒生採用の際は、将来にわたり地域福祉の向上に寄与できる学生を採用します。

2. 職員の確保

(1) 地域性を優遇した現地採用の導入

地域の利点を生かすため、できるだけ近隣に在住する人材を採用できるよう、求人募集要項等を玄関カウンター及び掲示板にて通知し広報します。

(2) 豊かな実務経験と様々な制度に精通した人事

法人内の多岐にわたる事業を経験し、高齢者支援以外の制度や実務に精通した職員を法人内の人事ローテーションで確保します。

(3) 高い専門性と広い見識をあわせ持つ人材の確保

地域の様々なニーズと多岐なサービスを適切につなげ、コーディネートできる人材を積極的に採用します。

(4) パートタイム職員の確保について

法人内各施設間で法人内のパートタイム職員の動向について常時情報交換しており、状況に応じて本人の意思を確認しながら他施設への異動等を行っております。ハローワークはもとより、民間人材紹介、派遣会社等も活用し、人材の確保に努めています。また、地元連合町内会等のご支援もいただいております。

3. ご利用者様の心配ごとに的確に対応できる職員

(1) どんな要望にも笑顔で対応できる職員

相談者の不安を受止め、どんな些細な要望にも誠意を持って対応できる人材を採用します。

(2) 協働力の発揮できる職員

事業の内外を問わず他職種とのコミュニケーションを重視し、個別課題はもちろん、包括的課題について、協働して解決することのできる人材を採用します。

(3) 安全性に対する高い意識と行動のできる職員

利用者の安全確保を第一に考え、様々な事故や災害を想定し対処できる人材を採用します。

	精神障害者 障害児	横浜市鶴見区精神障害者生活支援センター よこはまりバーサイド泉わかば	横浜市指定管理者
2013年	精神障害者 身体障害者 障害児	アテイン(就労支援) よこはまりバーサイド泉Ⅲのぞみ(通所) よこはまりバーサイド泉Ⅲひまわり(通所)	
2015年	精神障害者	インカル(就労支援)	
2016年	精神障害者	グループホームすてら縁	
2017年	重症心身障 害児・者 診療所	横浜市多機能型拠点こまち なごみクリニック	

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

<記載場所>

■法人の財務状況

2018年度決算では、企業会計の経常利益に相当する経常増減差額が96,903千円となっており、財務の健全性は極めて良好な状態にあります。また、長期持続性を示す指標である、純資産比率は2018年度末で71.0%となっており、全国平均の75.6%(2017年度WAM-NET報告)にはやや及ばないものの、各施設の安定した運営が法人全体の健全な経営に結びついております。多様化する福祉サービスに対応できるよう、また民間参入による競争原理にも負けないよう地域、利用者から選ばれる施設・法人を築きあげてきています。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

4. 適正な人員配置及び勤務ローテーション計画

私たちは、事業を展開する上で「事業内容に適合する人員配置」を検証し、効率的な運営を目指します。そのためにも「関連法に適合した労働環境」を順守し、働きやすくやりがいがある職場環境の整備に努めます。また、土・日・祝祭日に責任者及び各担当者を配置できる体制を整えます。

(1) 労働コンプライアンスを基盤とした職場環境

正規職員及び非常勤職員に対し、労働基準法に準ずる法人規定を適切に履行し、より安定した労務管理を実施します。また法人規定については適宜検証し、適切な労働環境を確保します。

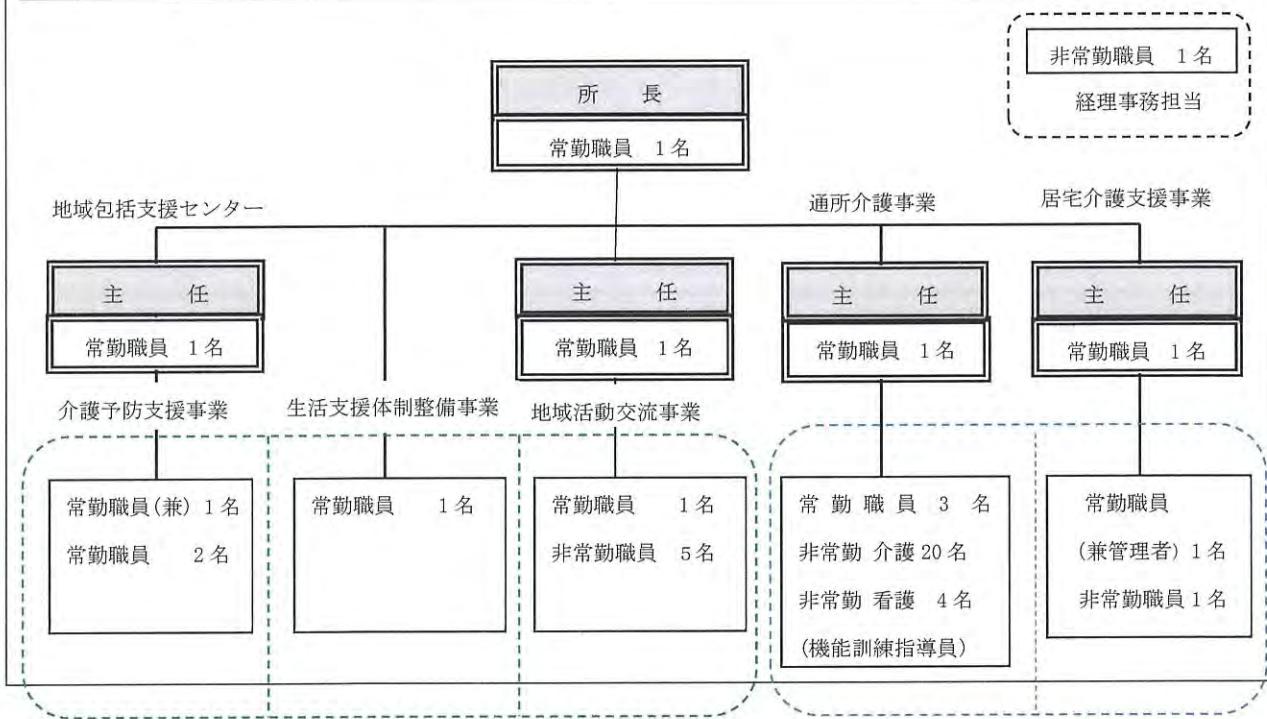
(2) 効率的な事業に適する人員配置

横浜市地域ケアプラザ条例に定める事業に準じた人員を配置するとともに、業務実施における指揮命令系統の一元化と責任の所在の明確化を図ります。

【人事配置図】

役職	担当業務	能力、資格	実務経験、年数	雇用形態			備考
				常	非	他	
1 所長	施設管理・運営	管理者 安全運転管理者 防火管理者	障害者施設 23 年 地域ケアプラザ 3 年	1			
2 主任 I	地域包括支援センター 主任ケアマネジャー	介護福祉士 介護支援専門員	介護保険施設 9 年 介護支援専門員 14 年 地域ケアプラザ 2 年	1			
3 職員	地域包括支援センター 保健師	看護師 保健師	病棟看護師 8 年 保健師 1 年	1			
4 職員	地域包括支援センター 社会福祉士	社会福祉士	社会福祉協議会 1 年 1 ヶ月 地域包括支援センター 8 ヶ月 地域ケアプラザ 1 年 2 ヶ月	1			
5 主任 II	介護支援専門員	介護福祉士 介護支援専門員	介護保険施設 8 年 4 ヶ月 介護支援専門員 3 年	1			
6 非常勤	介護支援専門員	介護福祉士 介護支援専門員	介護ヘルパー 13 年 介護支援専門員 14 年	1			
7 主任 II	地域活動交流 コーディネーター	介護福祉士	介護保険施設 11 年 地域ケアプラザ 14 年	1			
8 非常勤	地域活動交流 サブコーディネーター	コーディネーター 補佐			5		通常 2 名体制

9	職員	生活支援 コーディネーター		地域ケアプラザ 3年	1			
10	主任 II	通所事業 生活相談員、介護職員	介護福祉士		1			
11	職員	通所事業 生活相談員、介護職員	実務経験	一般職 10年7ヶ月 生活相談員 5年9ヶ月	1			
12	職員	通所事業 生活相談員、介護職員	ヘルパー2級 実務経験	一般職 7年 生活相談員 5年	1			
13	職員	通所事業 生活相談員、介護職員	ヘルパー2級 実務経験	一般職 5年 生活相談員 3年	1			
14	非常勤	通所事業介護員	介護福祉士 ヘルパー2級 初任者研修		20		通常 8名体制	
15	非常勤	通所事業看護師 機能訓練指導員	看護師		4		通常 2人体制	
16	非常勤	経理	経理		1			



(2) 育成・研修について

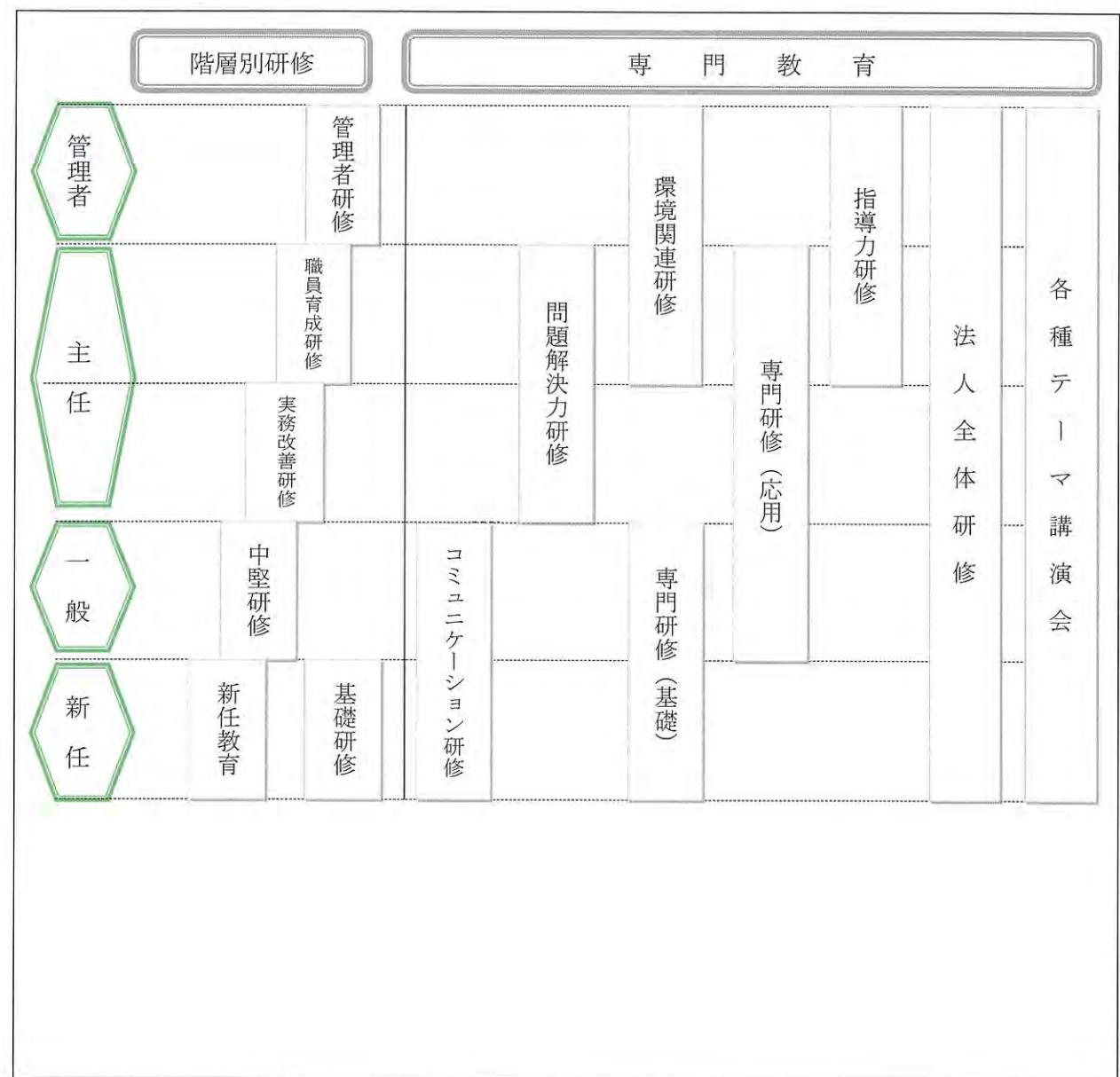
地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

<記載場所>

私たちは地域の身近な相談窓口として頼りにしていただけるよう、広範な視野を持ち、チームで課題に取り組む力を育てる為、研修にて個人のスキルを充実させると同時に協働力の向上を図ります。

■職員の研修計画

研修企画に基づきそれぞれの目標が達成できるよう事業所内及び法人主催の研修を定期的に実施するとともに、外部研修の情報提供を共有し、介護保険制度の動向や多岐にわたる相談への対応力の強化を図ります。



研修内容	受講職員職種					
	所長	包括	地域	生活	居宅	通所
成年後見制度中級研修		○				
認知症対応基礎研修						○
個人情報保護制度研修	○	○	○	○	○	○
障害者ケアマネジメント研修		○				
生活援助に関する共通理解		○		○		
介護予防事業関連研修		○				
面接担当者研修	○					○
高齢者虐待研修		○				○
介護支援専門員現任研修					○	
口腔ケア研修	○	○	○	○	○	○
地域福祉コーディネーター養成			○	○		
精神障害者支援研修		○			○	
フットケア講習		○				○
認定調査員新任研修		○				
分野別スキル基本研修						○
人権擁護法人研修	○	○	○	○	○	○
相談支援事業者初任者研修		○				
上級救命講習					○	○
安全運転管理講習	○					
レクリエーション・セミナー						○
接遇基礎研修		○	○		○	○
難病研修会		○			○	
介護技術基礎研修						○
ケアマネジャー法律相談講習		○				
福祉教育担当者研修	○		○			○
高齢者の栄養管理研修						○
感染症予防研修	○	○	○	○	○	○

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組みについて

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（施設・設備の点検等）計画及び積極的な修繕計画について、具体的に記載してください。

<記載場所>

私たち簗沢地域ケアプラザは、高齢者をはじめとして、乳幼児、障害者など、すべての利用者が安全・安心して快適に利用できよう、委託業者・スタッフ協働による『隅々まで配慮の行き届いた管理体制』を目指し、“施設は地域とともにある”という視点のもと、町の美観の維持と安全な視界確保のため、植栽の管理を含めた環境保全に取り組みます。

また、「プリメンテナンス（予防保全）」という考え方に基づき、定期的計画的な管理を実施し、施設管理に係るライフサイクルコストの最小化につなげていきます。

■植栽の管理

年1回を目安に剪定を実施し、美観の維持に努めるとともに、垣根が視界を妨げないように管理し、事業所周辺地域の清掃を行います。

■スタッフによる日常点検

毎朝1回スタッフによる巡回点検を実施します。対応状況を業務日誌に記録し、全員による施設管理の情報共有と今後の施設補修改良計画などに活用します。また、施設管理委託業者による点検指導講習を年1回受講し、スタッフの施設管理能力の向上を図ります。

■業者による定期点検

委託業者から提出される点検報告書を確認し、修繕計画を検討します。また、施設管理簿とあわせて施設補修改良計画の検討を行い、日常点検の重点項目として周知することにより、点検精度の向上を図り、常に地域住民が安全・安心して快適に利用できる継続的な改善の仕組みである、「P D C Aサイクル」を構築し、施設管理の中で活用します。

■保守管理内容一覧

項目	内容	実施予定内容
清掃	日常清掃 定期清掃	毎日（委託） 月1回（委託）
植栽保守	剪定、 除草、刈り込み	年1回（委託） 随時（職員／サブコ）
機械警備	遠隔警備	通年（委託）
配水管清掃	配水管清掃	年1回（委託）
エレベーター保守	保守点検	月1回（委託）
自動ドア保守	保守点検	（委託）
消防設備保守	設備保守点検	年1回（委託）

空調関係保守	定期点検	年1回（委託） 夏期 屋上冷却塔清掃（委託）
給湯設備点検	定期点検	年1回（委託）
電気設備点検	電気工作物巡視点検	毎月（委託）
設備総合巡視点検	定期点検	月1回（委託）
自家用電気工作物点検	高圧受電源設備の点検	年1回（委託）
害虫駆除		年2回（委託）

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

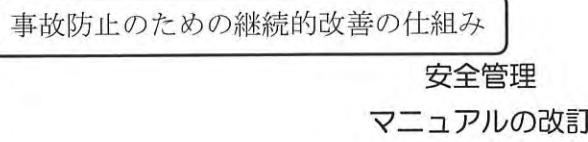
事件事故の防止体制に関する意識の高さ・対応の適切性、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。※急病時の対応など。

<記載場所>

私たちは、事業所の管理運営にあたり、事故を未然に防ぎ、発生させない取組が重要であると考えております。「安全を第一」とし、以下のような取組みを行います。

■事故・ヒヤリハット事例が発生時の対応

1. 経過を含めた内容の把握を行います。



2. 表面上の原因ではなく、真因を究明し対策案の検討・立案を行います
3. 対策案は、安全管理委員会から、職員に周知し以降の再発防止に務めます。
4. 必要に応じて安全管理マニュアルの改訂及びマニュアルに基づく再発防止訓練を行います。

■事故防止

1. 朝礼や伝言内容等の引継ぎを徹底し、職員間の情報共有に努める事で事故予防に努めます。
2. 環境整備を徹底し、車椅子、浴室チェア、リフト、車両等の備品を使用前に点検する他、月に1回の頻度で車椅子の点検整備を行います。
3. 毎朝1回、館内設備をサブコーディネーターが巡回点検します。また、夕方、閉館前に巡視を行い、設備不良等の危険個所の共有と早期対応により安全にご利用いただきます。
4. 每月1回、各職種会議でヒヤリハット・事故の大小に関わらず事例を検討し、必要に応じて安全管理マニュアルの改訂を行います。
5. デイサービスにおいては年1回、安全運転KYTの実施と運転講習により運転操作を確認します。また、毎朝運行前点検として車両点検とドライバーの体調確認及びアルコールチェックにより事故予防に努めます。

■事故・急病時発生時の対応

日常管理で起こりうるケガや急変等への対応は、現場と関係機関が連携を図り、別紙図1の通り対応します。貸館登録説明会にて所属されている方の緊急連絡の確認を依頼し、救急搬送等の対応に備えます。なお、重大な機能障害等を起こした場合は、特別な体制を取り、状況に応じて、法人本部、区役所、関係機関と連携を図ります。

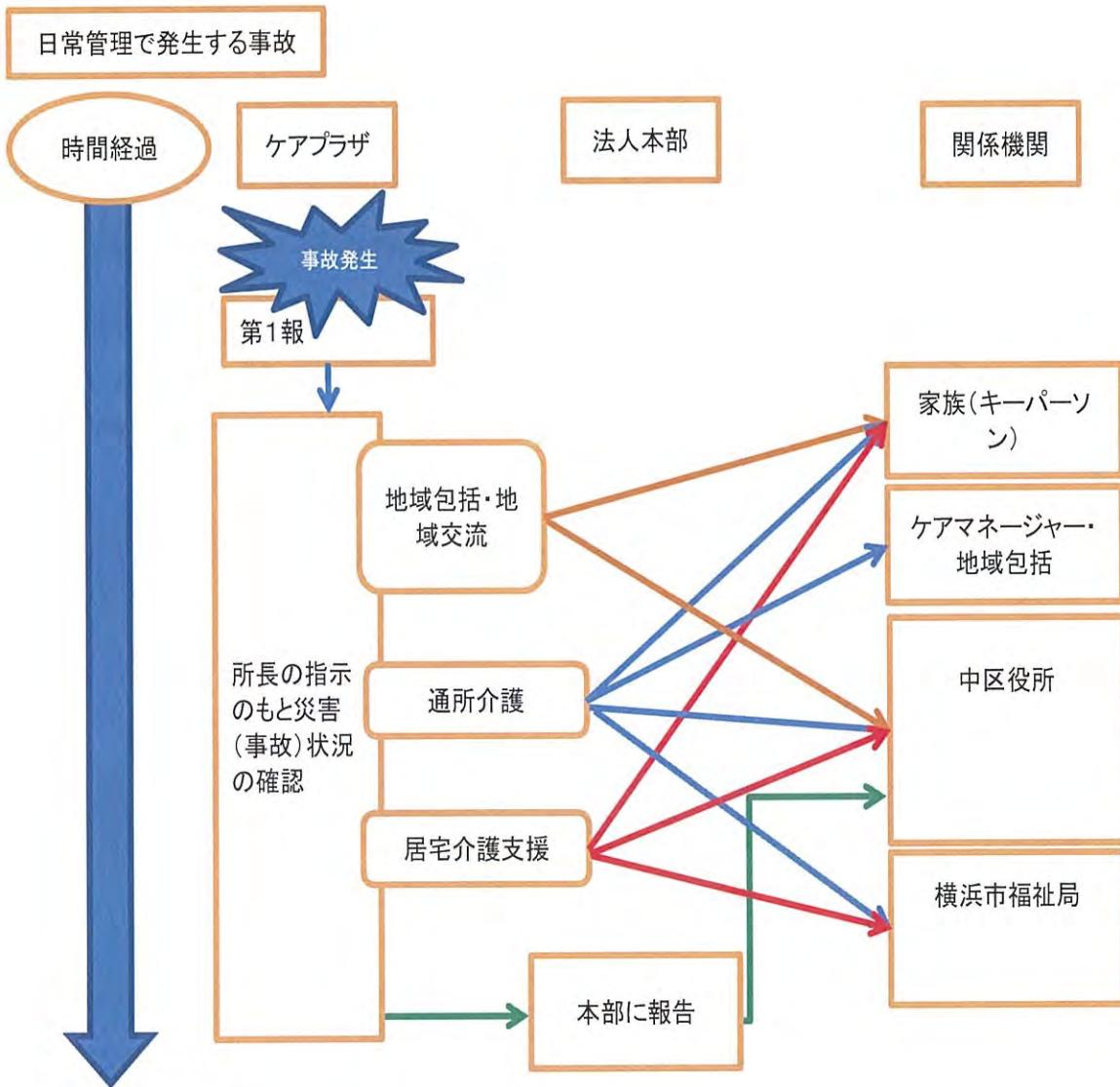
1. デイサービス利用者の急変

負傷、転倒、意識消失などは救急対応を含め医療機関へ受診を基本とします。家族・ケアマネジャーに連絡し、区役所に状況を報告します。軽度の者については定期的にバイタルをとり、経過を観察し、家族・ケアマネジャーに連絡します。

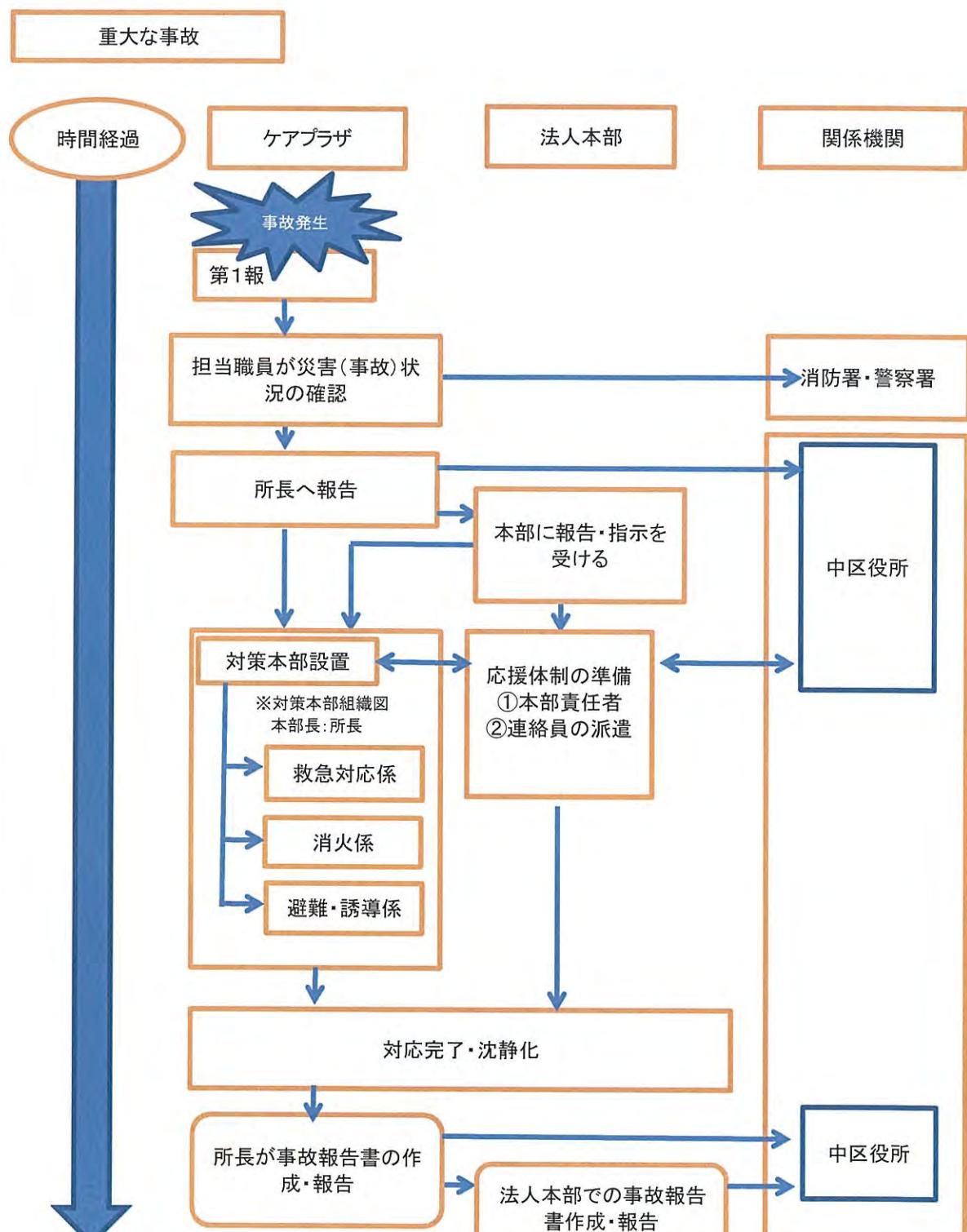
2. 地域ケアプラザ利用者の急変

地域ケアプラザでの施設利用については責任者もしくは地域ケアプラザで参加者の連絡先を把握します。急変に際しては一時的には職員の中の看護職、もしくは必要に応じてデイの看護師が対応し、救急対応もしくは家族への連絡等は地域ケアプラザが行います。

別紙 図1

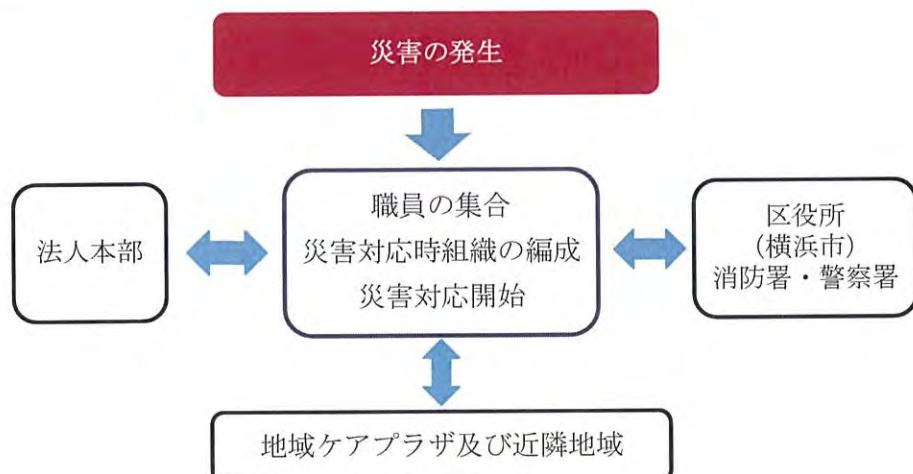


別紙 図2



別紙 図3

災害発生時の連携体制



■危機管理体制

緊急事態の重要度に応じて、危機管理体制をとり対策を講じます。

主な緊急時レベル（災害・事故等）のレベルは、以下のとおりです。

レベル(非常事態の対応内容)		対応方法	目標対応時間
レベル0 (事前対応)	気象警報が発令した場合	気象情報及び現地情報を入手	30分以内
	台風、大雨、大雪警報発令時	所長指示による情報収集及び対策の協議	
レベル1 (二次対応)	直ちに対応を要する、緊急を要する場合	必要に応じ、横浜市、警察、消防機関等の関係機関への緊急通報	30分以内
	機器故障、不審者侵入、急病人発生	機器故障の場合は、保守契約会社へ連絡	
レベル2 (二次対応)	法人と連携した対応が必要な場合	警察、消防機関、横浜市への緊急通報 地域ケアプラザに対策本部を設置	2時間以内
	火災、盗難、傷害事件等		
レベル3 (三次対応)	地域ケアプラザでは解決が困難な場合	地域ケアプラザ及び法人本部に対策本部を設置	6時間以内
	大地震、風水害等	横浜市及び区、警察、消防機関との連携	

※ 目標対応時間については、横浜市及び関係機関との調整します。

(3) 災害に対する取組みについて

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難場所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や特別避難場所の運営方法（職員の収容方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

<記載場所>

■災害時の対応

1. 自衛消防隊の編成

災害発生に備え、職員・スタッフの消防隊を設置します。災害対応マニュアルに沿って、避難訓練を年2回実施し災害連携の訓練を行います。

2. 連絡ツールの確認

情報受伝連絡訓練、福祉避難所訓練会議に参加するとともに、事業所内にて緊急連絡手段の無線、緊急電話、FAX、福祉避難所情報共有システムの使用方法を共有します。

■福祉避難場所指定時の対応

1. 年1回、福祉避難所開設に伴う連絡体制・各職員の到達手段・初期対応を確認するとともに、災害備蓄品の保管場所について共有します。

2. 要援護者の受け入れ

簗沢地域ケアプラザでは対応人数は58名 避難者50名、職員8名。ただし、避難者については横浜市より依頼された市民の方々を受け入れます。

3. 情報伝達

緊急連絡手段の無線、緊急電話、FAX、福祉避難所情報共有システムの使用方法を確認し、誰でも対応できるように共有します。

イ 災害に備えるための取組みについて

震災や風水害等といった災害に備えるための取組みについて、具体的に記載してください。

<記載場所>

■防災

1. 緊急連絡網の使用確認訓練及び年2回の避難訓練を実施し、地域の活動団体や利用者にも参加いただきます。

2. 事業所周辺の整理整頓により被害を最小限に抑えられるよう努めます。

3. 台風や長雨等による土砂崩れの可能性が無いか確認するとともに、排水溝等のゴミ掃除等を徹底します。また、崖崩れの兆候がある場合は避難を開始します。

■日常点検

館内設備をサブコーディネーターが毎朝1回巡回し点検するとともに、外周を確認します。また、17時と閉館前に巡視を行います。

雨天時は崖や周辺状況を確認し、崖崩れ等の兆候が無いか点検し対応します。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

<記載場所>

私たちは、指定管理者として、利用者の選択を尊重し、自法人を含めたすべての事業者に対して、公正中立な対応を図る為、以下の通り取組みます。

1. 地域の介護保険サービス事業者とも各事業を通して日頃から緊密に連携を図り、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等地域の事業者に業務委託する立場を踏まえ、特定の事業者に偏ることなくそれぞれの事業所が持つ特性などを鑑みて依頼することを心掛けます。
2. サービスの質の維持・向上の観点から地域包括支援センター、介護支援専門員などが関係機関と連携を取り調整等を行います。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

<記載場所>

私たちは、利用者のニーズ及び苦情は、施設運営改善への重要な提言ととらえ、迅速、適切かつ継続的に対応のできる仕組みづくりを行います。

■苦情解決のしくみ

横浜市簀沢地域ケアプラザ苦情解決規定に則り、苦情受付時には、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員による適切な対応を行うとともに、職員全員が情報を共有し、サービスの向上に努めます。また、個人情報に関するものを除き事業報告等で公表します。

■外部機関の紹介

施設の中で問題を解決することが難しい苦情の場合、外部の苦情解決機関として、横浜市ご意見ダイヤル、神奈川県福祉サービス適正化委員会の案内を施設内に掲示・紹介します。

■利用者ニーズの収集

サービス向上のための貴重な情報源として、ご意見箱の設置、利用者アンケート調査の実施、ホームページの活用、訪問時の相談、デイサービス提供時の日常会話等あらゆる場面での苦情・要望の収集を行いデータベースに保存します。保存した情報は、全職員間で情報共有し、改善対策の資料として役立てます。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

<記載場所>

私たちは、福祉施設で取り扱う個人情報は日常生活においては、他人が知り得ることのないセンシティブな情報であると考え、常に事故防止に注意を怠らず適正な管理に努めます。

特に、漏洩事故につながりやすいU S Bメモリーは法人による制限によりデータの流出を予防します。また、デイサービスにおいてもダブルチェックを徹底し事故防止に細心の注意を払うと共に、事故発生時は速やかに区行政に報告し情報の拡散防止に努めます。

また、地域住民の福祉に対する理解を深め、施設運営の透明性を担保する観点から、法人及び地域ケアプラザに関わる情報公開について積極的に取り組みます。

■指定管理者としての適切な管理

横浜市指定管理者として、市の個人情報保護規定に基づき適正な管理を行います。また、年1回の全職員への研修及び、個人情報管理チェックリストによる管理状況の確認並びに全職員に対する誓約書の提出を義務づけます。

■個人情報保護に関する基本的な考え方と運用について

1. 当法人の個人情報に関する基本的な考え方

当法人は「個人情報保護規定」「個人情報管理規定」「個人情報保護に関する基本方針」に基づき、個人情報保護の適切な管理・保護に努めます。

(1)個人情報の取得に際して、利用目的を特定して

特に情報量の多い施設内ネットワークについては、運用マニュアルを設け、管理責任者によるパスワード管理、データの持ち出しができないシステム上の制御を講じます。

■日常管理の具体策

1. 共通

- (1) U S Bメモリーによる個人情報の持ち出し禁止
- (2) 個人情報の管理場所の施錠 チェックリストによる最終確認
- (3) パソコンの施錠管理
- (4) パソコンのスクリーンセーバーの設定
- (5) F A X送信時のダブルチェック
- (6) 介護保険証及び障害福祉サービス受給者証の取扱い規定に基づいた管理
- (7) 個人情報廃棄用紙のシュレッダー処理
- (8) 個人情報廃棄時マニュフェストによる廃棄状況の確認
- (9) 業務用携帯電話のロック機能活用の義務付け
- (10) ファスナー等、ふたが閉まるバッグの使用

■外部委託業者に対する個人情報守秘義務契約の締結

外部委託業者に対しても個人情報守秘義務の契約を締結し情報の漏洩防止に努めます。

■情報公開

1. 法人運営の透明化を図るため、法人ホームページ、法人機関誌で以下の情報について公開を行います。

- (1) 法人予算及び決算状況
- (2) 法人事業報告及び事業計画

法人ホームページ URL <https://www.yjk.jp>

■指定管理者としての情報公開

1. 指定管理者として、横浜市に対し管理運営内容の報告として年度ごとの事業計画・事業報告及び予算決算報告を行い、区のホームページ上で公開します。
2. 指定管理者自らが業務改善を行い、サービスの質の向上を図ることを目的に、指定管理者第三者評価を受審し、評価結果を市のホームページ上で公開します。

■介護サービス情報の公表制度（通所介護・介護予防通所介護・居宅介護支援）

介護保険の事業については、年1回、介護情報の公表制度を受審し神奈川県介護情報公表センターホームページで内容を公開します。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

ヨコハマ3R夢（スリム）プラン、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

<記載場所>

私たちは、指定管理者として横浜市の重要施策に協力し取り組みます。

1. 省エネルギー・省資源の取組

環境対策への取組を以下のように進めます。また横浜市G30運動に参加し、事業ゴミの分別・削減に努めます。

- (1) 電力デマンド（最大需要電力）を利用し、無駄を削減します。
- (2) 照明を順次LED電球類に交換します。
- (3) コピー機・パソコンの節電モードを活用します。
- (4) こまめにフィルター清掃を行い、運転効率を維持に努めます
- (5) 冷暖房の適正温度管理（暖房25度、冷房22度）を表示し、協力を仰ぎます。
- (6) 床暖房のタイマー設定により電気代を節約します。
- (7) トイレの流水量と節水シャワーの利用により節約します。
- (8) コピー用紙の裏面利用及び両面印刷を徹底するとともに白黒印刷を基本とします。

2. エコロジー活動（ベルマークとインクカートリッジ里帰りプロジェクトへの参加）

3. 消耗品のコスト削減

事務用品は法人登録業者より購入し、予算に基づく計画的な購入を行うとともに、まとめ買いにより単価を抑えコスト削減に努めます。

4. 市内中小企業優先発注

「横浜市中小企業振興基本条例」に基づき、地元の山元町商店街、また市内各企業から見積もり依頼し発注します。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

<記載場所>

私たち、蓑沢地域ケアプラザをより多くの地域の方にご利用いただくためには、利用者のニーズを踏まえた質の高いサービスを提供することが重要であると考えています。

そのためには地域からの情報収集と、これまで実施してきた事業実績から判明した課題等を踏まえた提案と自主事業等の企画に活かすとともに、月間予定やチラシの掲示と配布により積極的に情報を発信し、新規利用者の開拓とリピーターの確保により、施設の利用促進につなげていきます。

■積極的な利用者情報の収集

1. 積極的に収集した情報に基づく利用者ニーズを把握し、施設の利用促進につなげていきます

利用者情報の収集方法	
日常活動	自主事業に参加し、利用者の声からニーズを把握
利用者交流会	貸館利用団体の交流会からニーズを把握
アンケート調査	「蓑沢ケアプラザ祭り」来館者にアンケートを実施することによりニーズを把握
苦情・要望の受付	ご意見箱を設置し、要望・苦情を把握
地域の集い等	地域の活動に参加させていただきニーズを把握

- (1) 地域に向けての福祉保健情報発信として、広報誌「瓦版」を発行します。また、自治会町内会の掲示板に事業予定のチラシを掲示します。
- (2) ホームページで情報を発信します。
- (3) 第六地区の行事を掲載したイベントカレンダーの作成に携わり、地域福祉保健計画の推進に向けて取組みます。
- (4) ケアプラザ利用者アンケート等を実施し、地域の方の意見を収集します。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・外国人・障害者分野等の情報提供）

高齢者・こども・外国人・障害者等の分野に関する情報提供の取組についての考え方、提供手法について記載してください。

<記載場所>

私たちは、高齢者・子ども・障害者・外国人等、情報の受け手にとって理解しやすい方法で情報提供できるように努めるとともに、しっかりと相談内容を受止め、事業所内で共有し行政、地域団体等の必要な支援につなぎ、安心して生活できるように支援します。

1. 高齢者の自主活動グループの円滑な運営のため、様々な相談に応じ、後方支援を行います。また、高齢者が安心して地域で生活ができるように詐欺等の犯罪に関する情報や、交通事故防止の呼びかけを行います。
2. 子育てサロンや育児サークルからの相談は、必要に応じて主任児童委員や子育て支援者、子育て支援拠点、専門機関へとつなぎます。また、学齢期相談等の成長過程における相談を受止め、本人やその家族を支援します。
3. 相談があった場合は、必要に応じて専門機関へつなぎます。また、生活困窮や社会参加等の相談について行政や障害者支援拠点等と連携し支援します。
4. 外国人からの相談については、アプリや通訳支援団体等の力を借りて相談を受けられるように努め、必要な支援が受けられるように支援します。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

<記載場所>

私たちは、地域の活動団体や関連機関等との情報共有について積極的に取組みます。

コミュニティーハウス等と第六地区の活動団体との交流等により、地域課題に対する新たな取組みにつなげられるよう連携を図り支援します。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

<記載場所>

私たちは、地域の活動団体や関連機関等との情報共有について積極的に取組みます。

1. 障害児余暇活動支援事業を通して、関係団体と連携をとることによって、更なるネットワーク構築を目指します。
2. 中区内保育所と共に事業を行うなかで、新たなネットワーク構築に努めます。
3. 子育て支援者、主任児童委員、地域ボランティアとのネットワークをさらに深め、地域で子育てを見守る体制を強化します。
4. 中区地域福祉保健計画を推進するなかで、新たな人材を引き込むよう取り組んでいきます。
5. 山手警察の振り込め詐欺防止の活動に同行し、ケアプラザの機能を伝えることで、地域の情報

交換がスムーズに行えるような関係作りを目指します。

6. 第六地区内の商店街や企業等と地域課題について相談し、連携方法等を探ります。

オ 区行政との協働について

区政運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

<記載場所>

私たちは、指定管理者として、区行政と協働し、誰もが地域で社会的役割を持ち、活躍できる地域づくりに向けて推進できるように取り組みます。

重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムとして、高齢者の社会参加をより一層推進することを通じて、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍でき、高齢者が社会的役割をもつことで、生きがいや介護予防にもつなげる為に連合町内会会長や民生児童委員等、地域活動に関わる方の意見を伺い、区行政や区社協と情報共有を図り支援します。

また、民生委員等と連携により、引きこもりや障害等により生活困窮状態にある方の状況把握に努め、区行政や区社協、基幹相談支援センター、東部ユースプラザ等の専門機関と連携を図り支援します。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向か、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

<記載場所>

私たちは、指定管理者として、地域支援チーム会議にて推進に向けて意思疎通を図り、地区別計画振り返りと、第4期計画策定・推進に向けて取組みます。

1. 中福祉保健センターとの連携

(1) 会議への出席

①区行政、区社協、簗沢地域ケアプラザ（所長、地域包括支援センター、地域活動交流、生活支援）との会議で、情報を共有し地域の様々な課題解決について検討します。

②中区役所、中区社会福祉協議会と共に、中なかいいネ！地域福祉保健計画の推進母体・まちなかプロジェクトの活動を支援します。また、元気づくり推進協議会において地域福祉保健計画への取組み内容の共有と意見を伺い、第六地区の意思疎通を図りながら取組みます。

第3期福祉保健計画の振り返りを第4期計画に加え、これまでの「見守り」「健康づくり」を2本柱として「イベントカレンダー」のWeb版があがっており、継続的に取組めるように新た

な扱い手に繋げられるように講座の企画や交流から広げていきます。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・こども・外国人・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

<記載場所>

私たちは、ボランティア団体、福祉保健活動団体、地元住民など地域コミュニティーを形成する多くの方が、「知り合い、出会うことを通じて何か新しい取り組みを創出すること」が、地域活動交流の基本であると考えております。

高齢者が地域でいつまでも安心して暮らせる事を中心に、赤ちゃんから高齢者まで地域の身近な拠点として多くの出会いを提供するために以下の取り組みを展開します。

1. 高齢者支援事業（自主事業）

(1) 八起会（転倒骨折予防体操）

体操及び手指を使った頭の体操等を実施します。

(2) 瓢沢サロン（高齢者サロン）

手工芸、麻雀、囲碁、将棋コーナー、色鉛筆ぬりえコーナーを設けて、お茶を飲みながら自由に過ごしていただきます。

(3) 色えんぴつ絵画教室

色鉛筆を使っての絵画教室を実施します。講師はデイサービスのご利用者様です。

(4) みのさわペタンク広場

青少年指導員の協力を得て開催します。

(5) お気軽ランチ

参加者が自分の食事を持ち寄り集う事で、孤食を防ぎ、交流の機会を提供します。

2. 男性の集いの場（自主事業）

(1) 男の料理教室

男性向けの料理教室。高齢者の栄養指導を含めた教室を行います。

3. 子育て支援事業

(1) みのさわ子育て応援団

主任児童委員の協力を得て、子育てに関する相談援助や情報提供を行います。地域の歯科衛生士、栄養士、保育士からの指導やそれに伴う相談援助を行います。

(2) マタニティヨガ

妊婦のうちの仲間作りや、ケアプラザの周知を目的に実施。また、安心して出産をむかえられるよう、助産師による相談援助を行います。

(3) 中区・子育て相談、赤ちゃん学級（貸館）との連携

中区の事業である子育て相談と赤ちゃん学級に施設を貸し出し情報交換します。

4. 学齢障害児余暇活動支援事業

(1) ホップ・ステップ(冬・夏)

夏休み、冬休みの障害児の居場所づくりとして開催します。また家族からの学齢期相談を

受け付けます。

5. 福祉教育への支援

- (1) 近隣中学校、高校の福祉活動と体験学習支援を行います。

6. 住民参加型事業

- (1) 地域ケアプラザ祭り

福祉団体や自治会町内会、小学校、地域作業所、消防団や登録ボランティアの参加・協力により、模擬店の出店や健康チェックコーナー、地域の方のコンサート等のイベントを開催し、地域福祉保健計画の紹介等を行います。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉・保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進をはかるための具体的な取組を記載してください。

<記載場所>

蓑沢ケアプラザ祭りを福祉保健活動団体の活動の場として提供し、ボランティア活動の中で地域住民との交流を図ります。

高齢者体操教室・八起会等の自主事業にボランティア講師、事業のサポートとして参加いただけるようにお勧めします。

■地域に向けての情報発信

I. 施設の積極的なPR活動

(1) 広報誌の発行

年3回、広報誌「瓦版」を発行し、町内の回覧板へ依頼することで、広く情報を発信します。事業紹介や、団体の活動紹介を掲載し、活動内容を知っていただきます。

(2) 貸館空き情報の館内掲示

各貸出スペースの空き情報をエレベーター横の専用案内板に明記し、貸館情報の周知と利用率のアップを目指します。

(3) 自治会町内会掲示板への掲載と関連機関のちらし設置

どなたにもわかりやすく、多くの方に参加していただくために、各町内会の掲示板に毎月事業の予定を掲示します。また、見守りキーホルダーを定期的に更新できるように広報誌に掲載し、中福祉保健センターや、中区拠点等でちらしを設置いたします。

(4) H P (ホームページ)の充実

①事業所紹介

②年間事業予定と報告

一年間に予定している事業の紹介と報告をします。写真を掲載し、わかりやすく、参加しやすい内容とします。

③ボランティア活動紹介

活動に興味を持っている人に参加していただけるよう活動を紹介します。

④デイサービス空き情報

空き情報を提示することで空き室の利用を促進します。

⑤地区社協活動の紹介

地区社会福祉協議会の活動予定を掲載し、広報活動を支援します。

⑥地域福祉保健計画の内容と活動状況

身近な課題として捉えていただけるよう計画の内容と進捗状況を掲載します。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

地域活動の担い手不足の状況も踏まえ、ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

＜記載場所＞

私たちは、地域が抱える様々な課題の解決には、多くのボランティア団体がネットワークを構築して地域の課題を解決することが大変重要と考えています。

私たちは「襄沢地域ケアプラザ」が、ボランティア活動の交流拠点となる「場」を提供するとともに、ボランティア活動のコーディネート役を果たすことで、地域の人材を育成して地域のつながりを深め、地域全体の活性化を図る取り組みを積極的に行います。

そのためには、ボランティアの力を最大限に活かすボランティアコーディネーターの能力向上に努めます。

■ボランティア育成に対する4つの方針

1. 人材の育成

(1)ボランティアの育成

- ①医療／福祉系専門職養成機関等から実習生の受け入れを行います。
- ②小中高校生の福祉体験学習の受け入れと福祉に関する学習会への協力を行います。
- ③団塊世代等を対象としたボランティア養成講座を行います。
- ④誰もが気軽に短時間でも活動できるよう検討します。
- ⑤地域ケアプラザ貸館利用の福祉保健活動団体へボランティア活動を紹介します。
- ⑥ヨコハマいきいきポイント制度導入により、「ポイントを貯める楽しさ」をきっかけに、高齢者の生きがいづくりを支援します。

(2)ボランティアコーディネーターの育成

- ①研修参加等によるボランティアコーディネート能力向上を図ります。
- ②ボランティア活動への参加の支援の調整能力向上に努めます。
- ③ボランティア活動への受け入れ調整能力向上に努めます。
- ④ボランティア活動を求める団体等と、ボランティア希望者のマッチング能力向上に努めます。

2. 利用しやすい施設の提供

- (1)受付スタッフがボランティア来館時、活動終了時に意見を伺い、ニーズの把握を行います。
- (2)デイサービスボランティア等、施設内での活動に関しては、各部署と連絡調整し、活動しやすい環境を整えます。

(3)高齢者体操教室・八起会等の自主事業にボランティア講師や事業のサポートとして参加いただけるよう働きかけます。

(4)地域の様々な団体と連携をとり地域課題に沿った事業に取り組みます。

(5)中なかいいネ！地域福祉保健計画地区別計画推進母体である「まちなかプロジェクト」からの検討課題を事業につなげられるように取り組み、地域の皆様と協働していく中で、より利用しやすい施設に向けての課題を抽出します。

3.活動推進のサポート

(1)ボランティア講座を受けた人が実際の地域の活動につながるようグループの組織化支援や、活動中の団体の紹介を行います。

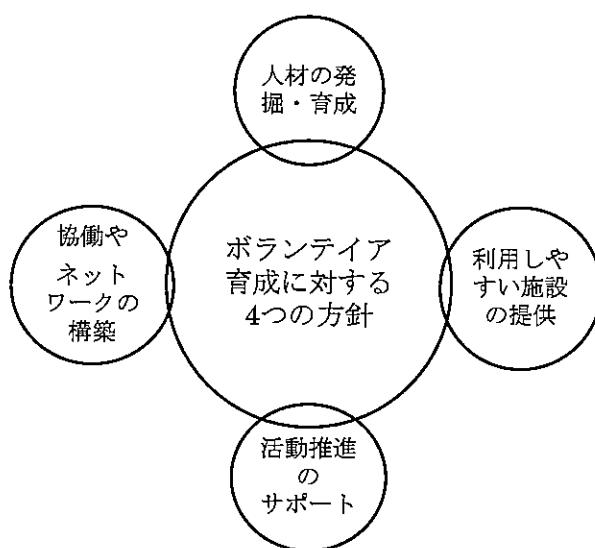
(2)ボランティア団体の自主的な運営に対して、課題解決とともに取り組みます。

(3)ボランティア同士を結びつける新たな企画の提案をし、活動の広がりを支援することでネットワーク構築を目指します。

4.協働やネットワークの構築

(1)交流会を行うことにより活動の情報交換の場を提供し、協働の提案につなげるとともに緩やかなネットワーク構築を図ります。

(2)ボランティアと協働で「簗沢ケアプラザ祭り」を開催します。



エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

<記載場所>

高齢者を対象とした事業に加え、妊婦、子育て世代、障害児者を対象とした事業、簗沢ケアプラザ祭り等の住民参加型事業を行い、福祉保健活動団体の活動の場として提供し、ボランティア活動のなかで地域住民との交流を図りながら情報提供します。

■利用者への情報提供

1. 第六地区における福祉保健活動の取組みについて共有に努めます。
2. 自主事業等の時間を利用して、区域内の事業について直接参加者に紹介します。また、情報ラウンジに区域内の事業ちらしを設置し紹介します。

■福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供

簗沢ケアプラザ祭り等の住民参加型事業を行い、福祉保健活動団体の活動の場として提供し、ボランティア活動のなかで地域住民との交流を図りながら情報収集をします。また、地域柄山道や階段が多く、徒歩で地域を回ることが多いため、その機会を利用し、地域の方とコミュニケーションを図り情報収集に努めます。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

<記載場所>

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進し、地域における住民主体の生活支援および介護予防サービスの提供体制の構築に向けてコーディネートします。

1. 地域の集い等に参加させていただき、地域資源を事業所内で共有し、活動参加者や地域の支援者からお困り事を伺います。また、包括支援センターの相談から地域課題を抽出します。
 - (1) 地域に出向き社会資源や支援者を把握し、事業所内連携により地域の住民の生活課題について共有し、新しい社会資源の開発やお困り事への担い手を育成支援します。
 - (2) 地域の活動団体や企業等、新しいネットワークの構築を図り、地域課題への取組みの幅を広げます。
 - (3) 地域課題とニーズに合った資源や人材等の支援、調整方法について事業所内で情報共有し、コーディネートにより住民主体で課題解決できる仕組みづくりを支援します。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

＜記載場所＞

高齢化に伴う地域課題を整理し、エリア内の民間企業やNPO法人等を交えて検討できるよう働きかけ、地域課題への協力について可能性を探り地域と情報共有し、仕組みづくりができるように支援します。

1. 買物や移動等の地域課題について第六地区にある企業等を交えて連携の可能性を探り、地域と検討します。
2. 生活困窮者支援として地域課題について第六地区にある企業等を交えて連携の可能性を探り、地域と検討します。
3. 商店街や町内会館、マンションなどの一室を使用した地域の集いの場所を新設できるか検討します。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組み（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、その実現に向けた協議の場（協議体）を設置・運営する方法について、具体的に記載してください。

＜記載場所＞

1. 単一の自治会町内会で取組んでいる『買物移動支援』をエリア全体の課題として捉え、元気づくり推進協議会にて課題提起し検討します。
2. 認知症サポーター養成講座開催後より、認知症の見守り支援についての協議体を開催しており、見守りが必要な対象者を定める仕組みづくりに繋がっています。継続できる仕組みとなるよう町内会役員と会議の頻度を決めて支援します。
3. 介護予防を目的とした活動の参加者が継続して活動に参加できるように企業やボランティア、介護保険事業所等と連携した支援の可能性について検討します。

エ 地域の活動・サービスの創出、継続、発展に向けた支援について

地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組について、具体的に記載してください。

＜記載場所＞

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を送るためには、『より良い地域にしたい』と思う気持ちがある人や団体が、それぞれの得意分野を生かして取組む事が必要と考えます。

高齢化により担い手不足が懸念されますが、元気づくり推進協議会主催の夏祭りなどの楽しい企画を通じて、子どもやその家族など若い世代の参加と取組みの周知・協力につなげられるように支援します。

1. ボランティア養成講座等による人材発掘支援について

- (1) 区、区社協との連携による講座開催により、地域で必要としている技術の修得やボランティアに繋がる人材のコーディネートを検討し、ボランティアと地域ニーズをマッチングします。
- (2) エリア内の介護事業所や支援者等との交流により、地域課題に対する支援への協力を得て活動できるように支援します。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

＜記載場所＞

■総合相談支援

1. 地域の高齢者に関するさまざまな相談をすべて受け止め、適切な支援につなぎ、継続的にフォローするとともに事業等につなげます。
 - (1) 来所、電話や訪問等状況に応じた方法で、対象者のニーズを把握するように努めます。
 - (2) 介護保険制度に関わらず、広く地域のワンストップ相談窓口として受けとめるよう努めます。
 - (3) 地域の資源や活動等と、相談者のニーズを照らし合せて情報提供できるようにします。
 - (5) 地区内での行事や催し、会合等に参加し民生委員や老人会等との情報交換・収集を行います。
 - (6) 積極的に訪問し、本人と家族の状況と住環境等を確認し提案・助言できるように努めます。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

＜記載場所＞

認知症者が尊厳を保ち、住み慣れた地域で自分らしい生活を送るために、家族や地域住民などの支援者が認知症について正しく理解し、対応することが必要だと考えます。そのためには、キャラバンメイトと連携した認知症サポーター養成講座の開催による普及啓発等により、早期発見と必要な支援につなげられるように支援します。

■認知症支援事業

1. 高齢者を対象として活動を通じて閉じこもりを防ぎます。
 - (1) 定期的な活動への参加により、認知症の早期発見・早期対応に努めます。また、利用者アンケート等の意見をもとに活動支援します。
 - (2) 民生委員やケアマネジャーから情報収集し、医療機関、居宅介護事業所、介護施設、その他のインフォーマルな支援機関や行政と連携を図り支援します。また、必要に応じて、認知症初期支援チームにて検討します。
2. 地域生活が継続できるように支援します。
 - (1) 地域ケア会議の開催により、民生委員や近隣住民、地域の商店や事業所等を交えて支援方針等について検討します。行動障害による見守り等の課題共有を目指します。
 - (2) 家族や支援者の支援として、『介護者の集い』を開催します。
 - (3) キャラバンメイトと『認知症サポーター養成講座』を開催し、認知症を正しく理解し対応できる人の育成に努めます。また、『見守りキーホルダー』の利用者が地域で必要な見守り活動を受けて生活できるように取り組みます。

ウ 権利擁護業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

＜記載場所＞

■権利擁護事業

1. 専門家を招いて成年後見制度や相続などの講座を開催し、地域住民に権利擁護に対する普及啓発します。また、家族等の支援者を支えます。
 - (1)『介護者の集い』の開催により家族介護の苦労を他者と共有や、課題への解決方法の糸口を見出し、新たな気持ちで介護に携わる事ができるように家族や支援者を支える事ができるように支援します。
 - (2)転倒骨折予防事業等を通じ、消費生活センターや警察等からの情報提供を積極的に行い、振込めサギへの注意喚起を行います。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

■包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

＜記載場所＞

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、ケアマネジャー、主治医、地域の関係機関等と連携し、多職種相互の協働等により個々の高齢者の状況や変化に応じた支援を行います。区内地域ケアプラザ共催により、ケアマネジャーの後方支援を実施し、ケアマネジャーのスキルアップなどを図ります。

個別の相談内容から生活支援体制整備事業、一般介護予防事業等の地域支援事業に共通する課題が見えてきます。これらの共通する課題を包括的な課題として捉え、地域や他の事業所等と共有し、「担い手」、「地域で支え合う仕組みづくり」を意識し、インフォーマルサービスの拡充につなげます。また、そのインフォーマルを活用したケアプラン作成についてケアマネジャーへの支援に繋げるとともに、地域住民が主体的に取組めるように区・区社協と連携し支援します。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

<記載場所>

個別ケース地域ケア会議を定期的に開催し他職種の専門的支援を交えて検討し、個別支援の充実、情報の共有や連携強化に努めます。

■独居・高齢者世帯の把握・民生委員との協働作業

1. 民生委員と協力し、独居高齢者・高齢者世帯の把握を行います。
2. 地域の支援者が必要な方については、地区の民生委員や町内会会長や近隣者などを交えて話し合い、支援の方向性を決めていきます。
3. 対象者の状況に応じて、行政機関などとも情報共有し、日常生活を送ることができるよう支援します。
4. 地域で生活を送る為に必要な支援について、介護保険以外のサービス等のインフォーマルな支援について検討し、地域課題を抽出します。

力 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について
事業実施に係る人員の確保・育成、指定居宅介護支援事業者への業務委託についての選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

<記載場所>

私たちは、高齢者の方が住みなれた地域で暮らしていく希望を支えるために、介護予防の具体的な取り組みを始めるきっかけとなる機会を提供します。

■地域包括支援センター<介護予防ケアマネジメント>

1. 職員体制

管理者 常勤1名

担当職員 常勤3名（うち1名は管理者と兼務）

2. 目標

公正・中立性に留意して、利用者の自由な選択により適切な支援を受ける事ができ、また利用者が地域で安心して生活できるように、一人ひとりに合わせた機能維持・介護予防につながるサービス提供に努めます。

3. 実施負担 なし

4. その他

予防事業参加後のフォローアップとして個別の訪問や地域ケアプラザ事業への勧誘を行い、セルフケアの充実につなげます。

■委託事業所との情報共有と連携

1. 地域包括支援センターから事業所への紹介ケースを通じて情報の共有を図ります。

紹介ケースの方が、要支援状態から要介護状態、反対に要介護状態から要支援状態になった場合でも、利用者やその家族を含めた信頼関係・安心感などを踏まえ継続して担当してもらえるよう情報の共有・必要に応じた同行訪問などを実施します。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

<記載場所>

住民主体の集いや活動の場の構築に向けて、また、介護状態になっても住み慣れた地域で生活できるよう、区行政と連携を図り支援します。

■ 区行政との協働

- 閉じこもり等により支援を必要とする高齢者の把握に努めるとともに、ケアプラザについて普及啓発を行います。
- 自治会町内会及びマンションや集い等への訪問にて、高齢者を対象とした介護予防事業の普及啓発に努め、運動、栄養、口腔に係る介護予防教室等を開催します。
- 元気づくりステーションの活動継続および新たな団体の立上げと定着に向けて、地域のニーズ把握や情報の収集・提供に努めます。また、担い手の発掘に向けて継続的に取組みます。

ケ 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

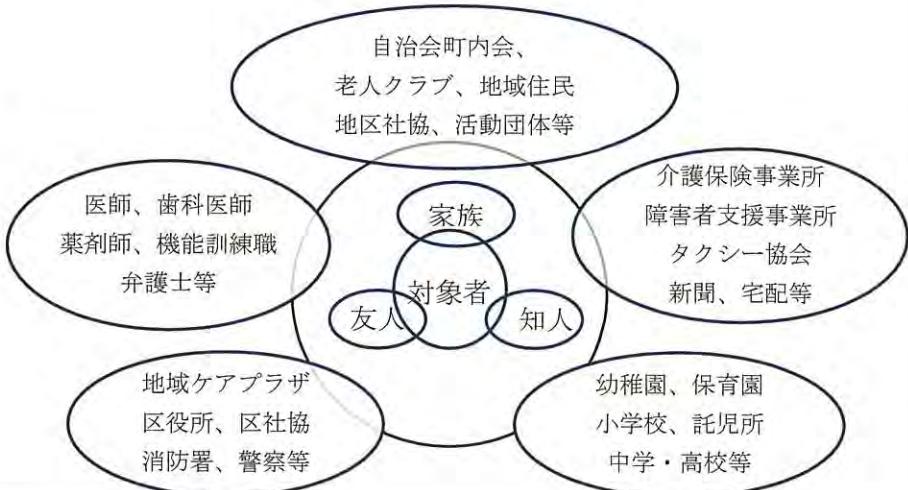
包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

<記載場所>

私たちは、高齢者が住み慣れた地域でできる限り継続して生活を送れるように支えるためには、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、適切なサービス、多様な支援を提供することが必要だと考えます。

そのためには、保健・福祉・医療の専門職相互の連携、さらにはボランティア等の住民活動などインフォーマルな活動を含めた、地域の様々な資源をネットワーク化し、高齢者を継続的に支援します。

- 支援が必要な人を中心とし、地域の関係者、専門職、機関等が連携・協力できるように働きかけます。



(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

<記載場所>

1. 職員体制

介護支援専門員 管理者兼常勤兼務 1名、非常勤 2名

2. 支援方針

利用者の想いを伺い、受けたい支援または必要と思われる支援を複数提案する事により、自己選択・自己決定できるよう支援する事が必要だと考えます。

その為には要介護状態等の状態に問わずできるだけご本人の希望に沿った、その人らしい生活が地域で送れるように支援します。特に包括支援センターと連携により、地域のインフォーマルな資源等の情報を得て積極的に利用する事でサービスの幅を広げ、一元的な支援計画にならないよう努めます。

利用者アンケートや意見によりサービスを見直すとともに、研修に参観する事で対人援助のスキルアップに務めるとともに、事業所内のケアマネジャーと研修内容の共有により底上げを図り、満足度の高い居宅介護支援事業所を目指します。

(6) 通所介護等通所系サービス事業（実施施設のみ）

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

<記載場所>

1. 提供するサービス内容

(1) 送迎、給食、おやつの提供、排泄・入浴介助

(2) 生活指導、機能訓練、健康状態の把握、介護サービス全般

(3) 通所介護サービス計画の作成

2. 事業実施日数 週 7 日

3. 提供時間 9：45～15：50

4. 職員体制

管理者 1名 生活相談員 4名、看護職 兼 機能訓練指導員 4名、
介護職員 20名

5. 目標

地域の高齢者が通所により、身体機能の維持・向上を目的とした、利用者の希望に沿った個別プログラムの提供、及び閉じこもり防止につながる活動機会の支援を基軸に業務展開し、お客様に選ばれるデイサービスを目指します。

機能訓練は法人内他事業所の理学療法士と連携により、評価及び訓練指導を行い、機能の維持と向上を目指します。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

<記載場所>

私たち、過去5年間の運営実績をもとに収支計画を作成しました。その実施にあたっては、本事業計画書を確実に履行するに必要な質の高い人材を確保するとともに、四半期での予実（予算及び実績）管理を行い、収支計画を適正に実現してまいります。

■人員の確保

地域支援の継続性の視点及び、質の高いサービス提供の必要性から、地域交流コーディネーター、生活支援コーディネーター及び地域包括支援センターの3職種（経験のある看護師、主任ケアマネジャー、社会福祉士）については、継続雇用が望まれます。そのため、人件費の自然増分を加味した形での人件費を提案します。

■四半期ごとの予実（予算及び実績）管理の実施

年度予算と齟齬が発生しないように、四半期ごとの予算を策定し、施設長及び主任による収支報告対策会議を実施し収支計画の適正な管理に努めます。

■外部機関による会計検査の実施

会計内容の透明化を図るため、外部機関による月次ごとの会計検査を実施し会計の適正な運用について、外部の目による評価を行います。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

<記載場所>

私たち、適切な運営管理により維持管理費のコスト削減に努めます。

1. 法人内他施設との共同購入の実施

(1)事務用品や消耗品は法人契約業者よりまとめて購入し、単価を抑える事でコスト削減します。

2. 水光熱費のコスト削減

(1)デマンド電気設備点検管理による基本料金の減額に努めます。

(2)定期的な省エネキャンペーンによる利用者に対する省エネ意識の啓発を行います。

(3)LED照明への交換と空調及び床暖房の温度設定管理による電気ガス料金の減額に努めます。

(4)節水シャワーや水量調整により無駄遣いをしないように努めます。

3. プリメンテナンス（予防保全）による保守管理費の縮減

(1)保守管理業者による定期点検と日頃の巡回及びプリメンテナンスにより、施設設備のライフサイクルコスト低減に努めます。

7 前期の指定管理業務の実績（現在の指定管理者のみ記載してください。）

(1) 前期の指定管理業務の実績について

前期の指定管理期間における地域ケアプラザ事業の実績を記載してください。

<記載場所>

■地域包括支援センター

1. 積極的に地域に出向く事を基本姿勢として活動を行いました。

地域の高齢者支援の向上を目指し、民生委員とケアマネジャーの交流会を開催しました。

また、認知症支援の必要性を見出し、『地域ケア会議』に参加いただき意見交換や『介護者の集い』にて家族等の支援について区と連携を図り行いました。

2. 地域包括支援センターで把握している高齢者を定期訪問し、健康状態などの確認や事業への参加などの相談を受けました。必要に応じて個別に受診、事業など開催場所まで同行しました。

3. 来所・電話・訪問等を通じて、高齢者やその家族はもとより、広く地域住民などの生活全般の相談に応じ、助言や必要なサービスの説明・紹介を通じ関係諸機関への情報提供等を行いました。その後も必要に応じて、情報交換や定期訪問・電話等での安否確認などを行いました。

4. ケアプラザ祭りなどを通じて「健康チェック」を実施し、特定高齢者の把握に努めました。地域包括支援センターで把握している高齢者を定期訪問し、健康状態などの確認や事業への参加などのニーズ、その他相談を受けました。

5. 行政書士と連携し成年後見制度の講座を実施。参加者に実際に申立書を書いていただきなどで普及啓発を図りました。

6. キャラバンメイトとの連携を図り、地域の介護事業所にて認知症サポーター養成講座を実施し認知症の理解に向けて支援しました。

■地域活動交流

1. 地域福祉保健計画の推進会議メンバーが減少しましたが、第六地区の連合町内会長をはじめとした各団体の代表者が参加する元氣づくり推進協議会の承認いただき取組みました。

固定メンバーとして新たに町内会会长と青少年指導員が加わり、イベント毎に参加メンバーが加わる形で取組み、第六地区の行事をまとめたイベントカレンダーを作成しました。

2. 中区福祉保健課、中区社会福祉協議会参加の地域支援チーム会議に出席しました。

自主事業及び支援を要する子育て世代の情報交換や、地域福祉保健計画の推進に向けてアセスメントシートの見直しや地域のマップ作りを行いました。

『ふれあいサロン』『ふれあい給食』に参加しました。また、青体指協議会主催の行事である運動会や、ふれあいまつり・移動動物園に参加し地域住民や地域活動者と交流を深めました。

3. 地域の中学校の福祉体験学習や、デイサービス実習の受け入れを行い、体験学習後にデイサービスのボランティア活動につながりました。また、生活支援課と連携により社会参加に向けてのボランティアとしての活動を受入れました。

4. ヨコハマいきいきポイント事業への参加を継続し、高齢者の社会活動を支援しました。

年金支給日に山手警察に同行し、金融機関前で振込め詐欺防止の呼びかけ、チラシを配布しました。

■生活支援体制整備事業

1. 元気づくり推進協議会が地域に立ち上がり、地域福祉保健計画の推進会議メンバーの活動承認を得て活動できるようになり、事務局として地域の参加団体と意思疎通に努めました。

連合町内会より期待されていた『盆踊り』の開催等、地域が中心となって団結力を更に固める取組みとなりました。

2. 中区福祉保健課、中区社会福祉協議会参加のエリア会議に出席しました。

(1) 区役所、区社協との協働

生活支援部門(区レベル地域ケア会議)、地域資源創出部会(区協議体)に参加し、地域活動団体の代表者とこれからの地域に必要なことについて意見交換しました。また、地域支援チーム会議で情報共通し地域支援に取組みました。

元気づくりステーション立上げに向けて、保健師及び包括支援センター職員に地域の活動情報と人材を紹介しました。

(2) 協議体

「見守りについて考える」をテーマに自治会で協議体を開催し、見守りの体制づくりに繋がりました。今後は具体的な取組みの支援を継続します。

(3) 地域講座

講師をお招きし、地域で必要な人と人のつながりをテーマとした地域向け講座を開催し、意見交換及び地域包括ケアシステムの必要性についての啓発を行いました。また、老人会からの誘いを受け、認知症サポーター養成講座を共同開催しました。

(4) 移動支援

町内会と協働し、地域ニーズである移動支援(買物支援)を具体的な活動作りを行いました。

(5) 地域支援

地域の集いに積極的に参加し、生活ニーズを捉るために声を聴きました。また、ケアプラザの取組み等啓発に努めました。また、「イベントカレンダーWEB版」の構築に関わりました。

(6) 職種間連携

5職種会議をはじめ、日頃から各職種との情報共有と連携により支援に携わりました。地域の集い等のインフォーマルな情報や支援者の考え方等を共有に努めました。

■通所介護事業

介護保険改正に伴うサービス提供時間の調整や、看護師や介護スタッフの確保が難しい状況がありましたが、個別支援の考え方を取り入れた各種サービスの改善や他事業所の理学療法士と連携による機能訓練等で選ばれるデイサービスに向けて業務改善を実施しました。

■居宅介護支援事業

ご本人の希望、家族の希望を伺いサービス提供を行いました。ケアプランには地域の集い等を盛込み地域活動が継続できるようにお勧めするとともに、対応困難な場合は包括支援センターと連携を図り丁寧に支援しました。

様式3

指定管理料提案書及び収支予算書
(横浜市簞沢地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※1	内訳 (所長 [REDACTED] 地域活動交流コーディネーター [REDACTED] サブコーディネーター [REDACTED])	11,596,993
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳 (地域ケアプラザ所長 [REDACTED] 地域活動交流コーディネーター [REDACTED])	442,200
事業費 (税込)	事業費 490,000、運営協議会 42,000	532,000
事務費 (税込)	事務費 1,060,000、消費税 1,203,000	2,263,000
管理費 (税込)	・光熱水費 1,399,123 ・施設維持管理費 (各種保守点検費) 2,500,000	3,899,123
指定額	小破修繕費 474,000 円	474,000
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>	△10,316
施設使用料相当額 ※2		△3,990,000
	合 計	15,207,000

※1 : (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数 (0.125 人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に
係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職
員等基礎単価×配置予定人数)

※2 : 指定管理業務に通所系サービス事業が含まれる場合のみ記入して下さい。

(2) 生活支援体制整備事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※3	内訳 (生活支援コーディネーター [REDACTED])	[REDACTED]
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳 (生活支援コーディネーター [REDACTED])	[REDACTED]
事業費 (税込)		[REDACTED]
事務費 (税込)		[REDACTED]
合 計		5,802,000

※3：生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(3) 地域包括支援センター運営事業費

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※4	内訳 (所長 [REDACTED] 主マネ [REDACTED] 社福 [REDACTED] [REDACTED] 保健師 [REDACTED])	20,001,371
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳 (所長 [REDACTED] 主マネ [REDACTED] 社福 [REDACTED] 保健師 [REDACTED])	1,500,000
事業費 (税込)		110,000
事務費 (税込)		600,000
管理費 (税込)	・光熱水費 350,000 ・施設維持管理費 (各種保守点検費) 660,000	1,010,000
指定額	協力医謝金 630,000 円、小破修繕費 126,000 円	756,000
利用料金の活用	〈介護保険収入等を充当する場合は記載してください。〉	△247,371
合 計		23,730,000

※4 : (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数 (0.375 人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(4) 一般介護予防事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
事業費 (税込)	介護予防講座 講師料	154,000
合 計		154,000

2 収支予算書

(単位：円)

項目		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
内 訳	横浜市支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業(a)	15,207,000	15,207,000	15,207,000	15,207,000	
		生活支援体制 整備事業(b)	5,802,000	5,802,000	5,802,000	5,802,000	
		地域包括支援 センター運営 (c)	23,730,000	23,730,000	23,730,000	23,730,000	
		一般介護予防 事業(d)	154,000	154,000	154,000	154,000	
		合計(a)～(d)	44,893,000	44,893,000	44,893,000	44,893,000	
	介護保険 事業収入	介護予防支援事 業・第1号介護 予防支援事業	1,700,000	1,700,000	1,700,000	1,700,000	
		居宅介護支援 事業	7,000,000	7,000,000	7,000,000	7,000,000	
		通所系サービス 事業	108,000,000	108,000,000	108,000,000	108,000,000	
その他収入		200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	
収入合計(A)		161,793,000	161,793,000	161,793,000	161,793,000	161,793,000	
内 訳	人件費	126,626,000	127,800,000	129,000,000	130,000,000	131,000,000	
	事業費	8,540,000	8,540,000	8,540,000	8,540,000	8,540,000	
	事務費	9,600,000	9,600,000	9,600,000	9,600,000	9,600,000	
	管理費	13,500,000	13,500,000	13,500,000	13,500,000	13,500,000	
	消費税等	1,203,000	1,213,000	1,227,000	1,237,000	1,247,000	
	その他	2,324,000	1,140,000				
支出合計(B)		161,793,000	161,793,000	161,793,000	162,643,000	163,493,000	
収支(A-B)		0	0	0	0	0	

団体の概要

(令和2年2月5日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじん よこはまししゃかいじぎょうきょうかい) 社会福祉法人 横浜市社会事業協会
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。	
(ふりがな) 名称	()
所在地	〒245-0017 横浜市泉区下飯田町355 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査（様式8同意書による）に使用します)
設立年月日	1981年4月1日
沿革	1981年4月1日 法人設立。更生施設「横浜市中央浩生館」を受託経営。 1983年4月1日 身体障害者療護施設「よこはまリバーサイドとつかホーム（現よこはまリバーサイド泉）」を設置経営 1993年1月27日 「横浜市大岡在宅支援サービスセンター（現横浜市大岡地域ケアプラザ）」を受託経営 2002年11月1日 障害者グループホーム「ゆい」を開設 2002年12月1日 「横浜市簗沢地域ケアプラザ」を受託経営 2003年2月1日 「横浜市保土ヶ谷区精神障害者生活支援センター」を受託経営 2006年4月1日 横浜市保土ヶ谷区生活支援センター、横浜市大岡ケアプラザ、横浜市簗沢地域ケアプラザ、横浜市中央浩生館指定管理者業務開始 2009年9月1日 「居宅サポート・リバーサイド泉」を開設 2010年12月1日 障害者グループホーム「サンライズ」を開設 2011年12月1日 生活介護事業所「よこはまリバーサイド泉Ⅱ光梨」を開設 2012年3月1日 障害者グループホーム「アンダール」を開設 4月1日 「横浜市鶴見区精神障害者生活支援センター」を指定管理者として運営開始 2013年7月1日 就労継続支援A型事業所「アテイン」を開設 11月1日 生活介護・放課後等児童デイサービス事業所「よこはまリバーサイド泉Ⅲのぞみ・ひまわり」を開設 2015年4月1日 就労継続支援B型・移行事業所「インカル」を開設 2016年11月1日 障害者グループホーム「すてら縁」開設 2017年4月1日 横浜市多機能型拠点「こまち」開設

事業内容等	<p>以下の事業所を運営しております。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域ケアプラザ <ul style="list-style-type: none"> (ア)横浜市簗沢地域ケアプラザ (イ)横浜市大岡地域ケアプラザ 2. 生活保護法の更生施設 横浜市中央浩生館 3. 障害者支援施設 よこはまリバーサイド泉 4. 障害福祉サービス事業 <ul style="list-style-type: none"> (ア)生活介護(通所) <ul style="list-style-type: none"> よこはまリバーサイド泉Ⅱ光梨、よこはまリバーサイド泉Ⅲのぞみ (イ)就労支援 アテイン、インカル (ウ)グループホーム ゆい、サンライズ、アンダール、すてら縁 (エ)居宅介護(ホームヘルプ) 居宅サポート・リバーサイド泉 5. 重症心身障害児・者の多機能型拠点 多機能型拠点こまち・なごみクリニック(診療所・訪問看護) 6. 収益事業 太陽光発電による売電 			
財務状況	年度	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度
	総収入	2, 272, 330, 590	2, 061, 572, 024	2, 338, 488, 268
	総支出	2, 174, 646, 274	2, 129, 476, 987	2, 364, 469, 710
	当期収支差額	97, 684, 316	-67, 904, 963	-25, 981, 442
	次期繰越収支差額	597, 626, 890	499, 618, 401	567, 363, 364
連絡担当者	【所 属】	[REDACTED]		
	【氏 名】	[REDACTED]		
	【電 話】	[REDACTED]		
	【F A X】	[REDACTED]		
	【E-mail】	[REDACTED]		
特記事項				